

- 田園居住地区
 - 環境共生地区
 - 特定沿道地区
- 環境共生地区、特定沿道地区を除く現市街化調整区域の全域
 ①県道笠岡美星線沿道地区（小平井～甲駄）
 ②県道園井里庄線沿道地区（園井～広浜）
 ③市道笠岡中央線等沿道地区（相生～用之江）
 ④市道笠岡中央線沿道地区（今立～笠岡）
 ⑤県道倉敷長浜笠岡線等沿道地区（西大島新田）
 ⑥県道笠岡井原線沿道地区（小平井～東大戸）
 ⑦県道井原福山港線沿道地区（篠坂～用之江）
 ⑧一般国道2号沿道地区（生江浜～用之江）

※ただし、特定用途制限地域から「農用地区域、保安林等区域」は除く
 ※環境共生地区、特定沿道地区については、道路の端から両側50mの範囲とする

| 地区 | 制限すべき特定の建築物等の用途の概要 |
|--------|--|
| 田園居住地区 | <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の店舗、事務所等 娯楽施設及び風俗営業施設 一定規模以上の倉庫、自動車車庫 一定規模以上の自動車修理工場 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場、及び少ない工場、又はやや多い工場、及び危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物 |
| 環境共生地区 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な店舗、事務所等 娯楽施設及び風俗営業施設 一定規模以上の倉庫、自動車車庫 一定規模以上の自動車修理工場 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、又はやや多い工場、及び危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物 |
| 特定沿道地区 | <ul style="list-style-type: none"> 風俗営業施設 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場、及び危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物 |

公聴会のお知らせ

①都市計画に関する基礎調査の結果に基づく「笠岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスター・プラン）」の変更、

それに伴う「笠岡都市計画区域の区域区分」の変更案

の作成に関して、縦覧を行

うとともに公聴会を開催し

ます。

②笠岡都市計画特定用途制限

地域の決定に関して、素案

の縦覧を行うとともに公聴

会を開催します。

それぞれの公聴会に出席し

て素案に対する意見を述べよ

うとする人は、事前に意見書

を提出して下さい。

「縦覧及び意見書の提出」

とき：①②6月4日（水）～6月

17日（火）の執務時間内

ところ：①岡山県都市計画課、

②笠岡市都市計画課

とおり：①岡山県都市計画課、

②笠岡市都市計画課

（縦覧場所に備え付け）

意見書の提出：①②公述申立

書（縦覧場所に備え付け）

とき：①②6月4日（水）～6月

17日（火）の執務時間内

ところ：①岡山県都市計画課、

②笠岡市都市計画課

（縦覧場所に備え付け）

問合せ：①②公述申立

書（縦覧場所に備え付け）

に記入して、縦覧場所に提出して下さい。

「公聴会」

とき：①6月25日（水）13時30分から

ところ：①②笠岡市民会館 第2会議室

とき：②6月25日（水）15時30分から

ところ：①②笠岡市民会館 第2会議室

問い合わせは
〒714-8601 笠岡市中央町1-1-1 都市計画課
TEL: 086-21-308 FAX: 086-21-855
Eメール: toshikeikaku@city.kasaoka.okayama.jp